

「神奈川県保健医療計画」中間見直し素案について

1 中間見直しについて

(1) 経緯

- 医療計画は、在宅医療その他必要な事項について、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更が可能(医療法第30条の6)。
- 本年4月、国から5疾病・5事業及び在宅医療に係る見直しの視点を盛り込んだ「医療計画作成指針」の改定版が示された。

(2) 中間見直しに係る県の方針

これまでの計画の進捗状況も踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先とする観点から、同時期に改定予定の「かながわ高齢者保健福祉計画」（介護保険事業（支援）計画）との整合性を図るなど、必要最小限の見直しを実施する。

(3) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた計画の見直し

今回の中間見直しでは反映できないが、適切な時期に成果や課題を検証し、感染症予防計画や新型インフルエンザ等対策行動計画など関連計画との整合性を図りつつ、盛り込むべき内容等を精査していく予定である。

2 素案骨子

(1) 介護保険事業（支援）計画等の関連計画との整合性の確保

同時期に改定又は見直しを行う関連計画との整合性を確保する。

特に「かながわ高齢者保健福祉計画」との整合性については、医療と介護の一体的整備を推進する上で重要であることから、国保データベース（KDB）システムを活用して現状分析の精緻化を図ったうえで、いわゆる追加的需要に対応する在宅医療及び介護サービスの按分について県と市町村で調整を行うとともに、地域医療構想調整会議を「協議の場」として活用し、在宅医療及び介護サービスの整備目標を検討する。

(2) 基準病床数の見直し検討

基準病床数の見直しの可否を含め、全地域で検討した結果を反映する。

(3) 災害拠点精神科病院の指定に係る計画への位置付け

本年4月1日に神奈川県立精神医療センターを災害拠点精神科病院として指定したことに伴い、計画に位置付ける。

3 今後のスケジュール

時期	会議等	内容
11～12月	第2回地域医療構想調整会議	素案の協議・検討
12～1月	パブリックコメント	素案に対する意見募集
1～2月	第3回地域医療構想調整会議	改定案の協議・検討
2～3月	第3回保健医療計画推進会議	
3月	県医療審議会	改定案の報告
4月1日	改定計画公表	